

機密性2

高松高裁総第1484号

(庶ろ-03)

令和元年12月6日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

高松高等裁判所長官 秋葉康弘

調停運営協議会の協議結果要旨について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議結果要旨は、別添のとおりです。

## 令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

### 第1 民事関係問題

#### (協議問題)

1 評議に関し、以下の点について、各庁の取組を伺いたい。

- (1) 評議の時期、評議を行う契機及び所要時間
- (2) 効果的な評議を行うための工夫例（発言順序、意見のまとめ方等）
- (3) 評議を通じて得た成果を調停に活かすために、どのように当事者に働きかけるべきか。

2 民事調停事件数が減少して、先輩調停委員のノウハウを伝承するOJTの機会を確保することが難しくなっている状況において、OJTを補完するOff-JTとして、研修の重要性が増している。各庁における各種自主勉強会において工夫されている内容や、調停委員の参加意識を向上させるための具体的な取組などがあれば伺いたい。

#### (出題理由)

1 協議問題1について

事後評議の事例が少ないため、事後評議の活用方法など各庁の評議の実情等を伺い、さらなる評議の充実を図っていきたい。（[ ]地裁）

2 協議問題2について

自主勉強会のテーマをあらかじめ決めてることで、委員が予習をしてから臨むなど、参加委員の意識向上にもつながっているが、現状、参加委員が固定化している傾向があり、活性化に向けた働きかけの必要性も感じられるため、各庁における自主勉強会の現状や、工夫点、取組など参考にしたい。（[ ]地裁）

#### 【協議結果】

#### (各庁意見等)

1 協議問題1(1)について

事後評議について、

- ・ 期日終了後、調停委員会で、聴取した内容の整理を行い、次回期日に向けてのシナリオの修正など事案の認識共有を図るために行っている。 (■地裁)
- ・ 中間評議を行うまでもないが、事情聴取の結果、新たな証拠の提出を促した場合や事前評議を行ったものの結果報告として行うこともある。 (■地裁)
- ・ 期日を続行するに当たり、当事者の主張、背景事情、次回期日に行う内容等を確認する必要がある場合に行っている。 (■地裁)

## 2 協議問題1(2)について

- ・ 複雑な交通事故の事案では、調停委員が事実関係を時系列にしたメモや損害額をまとめたメモなどを作成して評議に臨む。 (■地裁)
- ・ 受付担当者から引き継がれた情報や裁判所から当事者双方に送付された照会書（回答書）を活用している。 (■地裁)

## 3 協議問題1(3)について

- ・ 何よりも傾聴を心がけ、何が問題で合意形成に至らないのか、当事者の主張及び争点、背景事情等を明確にして、これらの点を当事者に認識させ、その主張及び争点を意識した事情聴取を行い、証拠の提出を求め、法的評価・事実認定を行いながら、共通する意見がないか；解決策はないかを探り、策定した調停案を基に、双方に対して問題解決に向けた意識づくりができるよう働きかけを行っている。 (■地裁)

## 4 協議問題2について

- ・ 裁判所主催の研修は、具体的な事件を想定したロールプレイングを取り入れ、より実務に近い状況で研修を行っている。 (■地裁)
- ・ 調停委員から自主研修の内容や実施時期について要望を聞き、アンケート調査も実施した上で、研修計画を立て、より多くの調停委員に参加してもら

えるように取り組んでいる。 (■地裁)

- ・ 調停委員が経験した調停の成功例・失敗例や調停時報に掲載されたものを題材として事例研究をしている。 (■地裁)

(裁判官のコメント)

- ・ 評議の目的は、調停主任と調停委員との認識共有を図り、事件を多角的に検討することにある。事実関係に争いがある場合など調停主任がより積極的に関与することが求められる事件では、評議の必要性が高い。事後評議は、次回期日に繋がる問題がある場合に必要となるほか、調停委員間の認識のズレを修正したり、調停主任が結果報告を受けることで事件への理解が深まるなどの効果も期待できる。ただ、画一的に評議をするのではなく、事案の内容に応じて、それぞれの評議を活用することが重要である。心証開示や解決案提示の際には、調停委員会での評議を踏まえたものであることを示すことで、問題解決につながることが多いと思われる。OJTの機会の減少を踏まえ、Off-JTの内容も変えていく必要がある。複数の調停委員によるケース研究や模擬調停などのロールプレイングを充実させていくことが有効である。
- ・ 証拠が乏しい調停事件において的確な事実認定をするために、当事者に対する事情聴取を適切に行う必要がある。調停委員会としては、期日前に評議を行い、事件に関する認識を共有し、事情聴取のポイントを打ち合わせておくことが重要となる。しかし、申立書だけでは紛争の実情が把握できない事件においては、第1回期日前評議では事案の確認程度にとどめ、当事者から事情聴取した後で、中間評議や事後評議を実施したほうが効果的である。事情聴取が終った後は、事実認定と解決案の策定を行うための評議が不可欠である。解決案については、「法的観点を踏まえた解決」と「柔軟で落ち着きの良い解決」を考える必要があり、また、調停委員会として、解決に向けての雰囲気を醸成し、当事者の気持ちを推しはかりながら働きかけることが重要である。調停の機能

強化のためには、調停委員の事情聴取のスキルアップが不可欠であり、今後もOJTとOff-JTを通して、調停委員間で事情聴取のスキルを継承していくほしい。

## 第2 家事関係問題

### (協議問題)

面会交流調停における事情聴取の在り方と評議等との連携の観点から以下の3点につき、各庁の取組例や実情をお伺いしたい。

- 1 事情聴取の内容は、申し立ての経緯や動機、主張、相手方の意向、親子関係、子の状況など多岐に及ぶため聴取内容を絞り込む必要があると考えるが、各庁において、事情聴取の内容の絞り込みにどのような工夫をされているか。
- 2 事前評議、進行中評議のポイントとして重視していることは何か。
- 3 裁判官との評議、家裁調査官の活用に役立つ事情聴取はどう在るべきか。

### (出題理由)

面会交流事件は、調停委員が把握した事実関係等を簡潔に伝えることが難しい類型の事件と言え、評議のタイミング、評議のポイント、評議結果の伝達方法など検討すべき問題は多く、調停期日の立会いを始め、面会交流の禁止・制限事由の調査、子や当事者の意向・心情調査等、紛争解決のために家裁調査官の活用を検討する場面が多い。これらの検討において調停委員の情報収集が負う役割は大きいことから各庁の取組例や実情をお伺いしたく出題した。 (■家裁)

### 【協議結果】

#### (各庁意見等)

##### 1 協議問題1について

- ・ 初回期日までの準備として、禁止・制限事由にあたる事情があるか否かを確認し、なければ、面会交流を阻害する要因が何かなど争点を整理し、事前打合せで情報を共有して不足する情報の聴取内容の確認をしている。 (■家裁,

■家裁)

- ・ 「子どもの聴取票」を用い、調停委員が気付きの点などを随時記入し、子の状況を調停委員会で共有し話し合いの方向性を見出せるよう活用している。

(■家裁)

- ・ 聽取の中で、直接的な面会交流を拒否される場合は、子の福祉を念頭に置き、どのような方法であれば面会交流が可能か（間接的面会交流も含め）考えてきてもらう場合もある。（■家裁）
- ・ 面会交流事件を進行する上で押さえておくべきポイント等を面会交流調停の手引きとしてまとめている。その内容は、初回期日、続行期日及び終結期日を通じて、①面会交流を禁止・制限すべき事項の有無を見極める段階、②面会交流の阻害要因を把握する段階、③面会交流の実現に向けた調整、助言の段階、④面会交流の実施方法に関する最終調整の段階の四段階に分けて整理されている。第一段階は、双方から聴取すべき内容として、申立ての趣旨・動機、面会交流の実施状況、同居時における別居親と子の関わり及び子への接し方、子及び当事者の心身の状況と生活状況、今後の面会交流に対する希望をポイントとしている。第二段階では、当事者の感情的な拒否、子の拒否について主張の根拠となる具体的な出来事や背景事情を確認し、丁寧に別居親と子との従前の関係等を聴取し、別居親の面会交流に対するイメージや面会に求めるものを聴取している。第三段階では、同居親の不安や子の拒否の軽減に向け、別居親に工夫してもらいたいことや改善してもらいたいことを聴取する。第四段階では、ケースに応じた調停条項を作成するための方法を聴取している。（■家裁）
- ・ 事情聴取においては、何が阻害要因になっているかを見極めることを心掛けしており、親の理解不足、相手への葛藤や感情的反発、再婚、子の拒否、長期間の没交渉等消極姿勢を主張する根拠となる具体的な出来事や背景事情を確認している。当事者が拒否している真の理由が、離婚紛争が整理できず感情的対立が続くことに起因しているのか、面会交流が子どもに及ぼす影響について不安に思っているのかなど、丁寧な事情聴取を務めることが必要であると考える。

(■家裁)

## 2 協議問題2について

- 一般的には、双方1回ずつ聴取した時点で評議を入れた方が争点が明確になる場合が多く、短時間でも有効な評議ができる。2回目以降、子の生活環境の把握や心情把握が必要なケースでは、調査官の関与を早めに要請している。

(■家裁)

- その期日の着地点、次に何を話し合うかなど、評議の結果を当事者に伝えることにより、当事者が調停の進行を実感できるようにしていくことが重要である。(■家裁)
- 事前評議での面会交流を禁止すべき事情の有無の確認ポイントは、連れ去りのおそれ、虐待のおそれ、また監護親への暴力のおそれなどである。面会交流を禁止すべき事情を有する事例は稀であり、禁止・制限事由の存否に捉われ過ぎず、子の福祉の視点から面会交流の有り様を検討することになる。

(■家裁)

- 中間評議では当事者の感情的な拒否や子の拒否を理由とした消極姿勢がある場合に、聴取内容を基に家裁調査官の調査の要否を評議し、その後、子の心情や意向調査の方法、調査のタイミング等を評議する期日までの間に面会交流が予定されている場合には、トラブルの報告とその対策について評議をしている。

(■家裁)

## 3 協議問題3について

- 長期間にわたり非監護者との面会が途絶えている場合や、子が強く不安に思う状況で非監護者と離れたと考えられる事案については、子の年齢や発達の程度を十分考慮し、監護親の協力を促し、丁寧な試行的面会交流のスケジュールを組み立てている。(■家裁)
- 当事者双方の対立が激しい事件では、子の福祉を中心に考えられていない主張が多くみられ、調査官の立場から当事者双方への働き掛け（親ガイダンス、

DVDの視聴、リーフレットの交付等)を実施している。(■家裁)

(裁判官のコメント)

- ・面会交流事件において事情聴取する上で最低限押さえておくべきことが2つある。第1は、子の安全を確保すること、第2は、子が安心して別居親と面会することが子の健全な成長に資するということである。ただし、この原則は、最初から当事者に述べることではない。面会交流事件は、親と子が会うことすらままならないほど対立が激しい事件であり、当事者は相当に敏感になっており、調停委員のささいな言動から、当該調停委員が予断や偏見を持っていると思われる危険性が高いからである。面会交流に関する親ガイダンスビデオは、当事者の主張や性格を十分に踏まえた上で見せてほしい。
- ・禁止・制限事由と単なる阻害事由は明確に区別できるものではなく、両者は、流動的な場合が多い。調停委員の事情聴取は、同居親から、なぜ面会交流を拒むのかという点を丁寧に聞き取り、次いで、別居親から、同居親の発言に対する受け止め方を丁寧に聞き取っていくことが大切である。
- ・調停委員が一通り事情聴取した段階で、裁判官と調査官を交えて、評議を行い、進行を検討するのが効果的である。第1回期日の評議では、大まかな対立点を確認し、詳しく事情聴取すべき事由の確認、親ガイダンスビデオの視聴の適否の判断、調査の時期・目的など調査に関わる事項の確認を行うのが有益である。以上の評議は、対面で行うのが望ましい。

(参列員等のコメント)

- ・家裁調査官の活用場面として、①調停委員による事情聴取のみでは子の監護状況などの事実関係が必ずしも明らかとならない場合、②子の意向や心情などを把握する必要がある場合、③試行的面会交流など行動科学の知見等に基づく調査や調整を行うことが相当な場合などが考えられる。